

# 平成 1 9 年 第 1 回

## 名寄市議会臨時会会議録目次

### 第 1 号（2 月 2 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	1
1. 出席議員	1
1. 欠席議員	2
1. 事務局出席職員	2
1. 説明員	2
1. 開会宣告・開議宣告	3
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3
1. 日程第 2. 会期の決定（1 日間）	3
1. 日程第 3. 平成 1 8 年第 3 定付託議案第 5 号 名寄市営プール条例の一部改正につ いて	3
○総務文教常任副委員長報告（野本征清副委員長）	3
○原案可決	4
1. 休憩宣告	4
1. 再開宣告	4
1. 日程第 4. 議案第 1 号 名寄市地域包括支援センター条例の制定について	4
○提案理由説明（島市長）	4
○質疑（斉藤 晃議員）	4
○原案可決	7
1. 日程第 5. 議案第 2 号 名寄市在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正につ いて	7
○提案理由説明（島市長）	7
○原案可決	8
1. 日程第 6. 議案第 3 号 名寄市介護保険条例の一部改正について	8
○提案理由説明（島市長）	8
○原案可決	8
1. 日程第 7. 議案第 4 号 名寄市母子里地区共同牧場条例の制定について	8
○提案理由説明（島市長）	8
○質疑（木戸口 真議員）	9
○原案可決	1 0
1. 日程第 8. 議案第 5 号 名寄市総合計画の基本構想を定めることについて	1 0
○提案理由説明（島市長）	1 0

○補足説明（石王総務部長）	1 1
○質疑（宮田 久議員）	1 3
○質疑（佐藤 靖議員）	1 7
○質疑（小野寺一知議員）	1 9
○質疑（斉藤 晃議員）	2 2
○質疑（佐藤 勝議員）	2 6
○原案可決	3 0
1. 閉会宣告	3 0
1. 議決結果表	3 3

平成19年第1回名寄市議会臨時会会議録  
開会 平成19年2月2日（金曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 平成18年第3定付託議案第5号 名寄市営プール条例の一部改正について（総務文教常任委員会報告）  
日程第4 議案第1号 名寄市地域包括支援センター条例の制定について  
日程第5 議案第2号 名寄市在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正について  
日程第6 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正について  
日程第7 議案第4号 名寄市母子里地区共同牧場条例の制定について  
日程第8 議案第5号 名寄市総合計画の基本構想を定めることについて

1. 出席議員（32名）

- 議長 33番 田 中 之 繁 議員  
1番 宮 田 久 議員  
2番 佐 藤 靖 議員  
3番 竹 中 憲 之 議員  
4番 岩 木 正 文 議員  
5番 駒 津 喜 一 議員  
6番 山 口 祐 司 議員  
7番 日 根 野 正 敏 議員  
8番 林 寿 和 議員  
9番 木 戸 口 真 議員  
10番 植 松 正 一 議員  
11番 高 橋 伸 典 議員  
12番 猿 谷 繁 明 議員  
13番 黒 井 徹 議員  
14番 渡 辺 宏 治 議員  
15番 田 中 好 望 議員  
16番 野 本 征 清 議員  
17番 佐 藤 勝 議員  
18番 谷 内 司 議員  
21番 渡 辺 正 尚 議員  
23番 東 千 春 議員  
24番 宗 片 浩 子 議員  
25番 野々村 勝 議員  
26番 中 野 秀 敏 議員  
28番 村 端 利 克 議員  
29番 川 村 正 彦 議員  
30番 福 光 哲 夫 議員  
31番 斉 藤 晃 議員  
32番 武 田 利 昭 議員  
34番 三 宅 幹 夫 議員  
35番 小 野 寺 一 知 議員

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 平成18年第3定付託議案第5号 名寄市営プール条例の一部改正について（総務文教常任委員会報告）  
日程第4 議案第1号 名寄市地域包括支援センター条例の制定について  
日程第5 議案第2号 名寄市在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正について  
日程第6 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正について  
日程第7 議案第4号 名寄市母子里地区共同牧場条例の制定について  
日程第8 議案第5号 名寄市総合計画の基本構想を定めることについて

36番 大久保 光 義 議員

---

1. 欠席議員（3名）

副議長 19番 堀 江 英 一 議員  
20番 熊 谷 吉 正 議員  
22番 栗 栖 賢 一 議員

---

1. 事務局出席職員

事務局 長 伊 藤 矩 康  
書 記 間 所 勝  
書 記 久 保 敏  
書 記 佐 藤 葉 子  
書 記 熊 谷 あけみ

---

1. 説明員

市 長 島 多慶志 君  
助 役 今 尚 文 君  
助 役 小 室 勝 治 君  
総務部長 石 王 和 行 君  
生活福祉部長 山 内 豊 君  
経済部長 手間本 剛 君  
建設水道部長 松 尾 薫 君  
福祉事務所長 中 西 薫 君  
上下水道室長 関 下 富士夫 君  
教 育 長 藤 原 忠 君  
教 育 部 長 今 裕 君  
市立総合病院長 佐 藤 健 一 君  
市立大局长 中 尾 裕 二 君  
監 査 委 員 森 山 良 悦 君

---

○議長（田中之繁議員） おはようございます。  
ただいまより平成19年第1回名寄市議会臨時会  
を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第1 会議録署名  
議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定  
により、

3番 竹 中 憲 之 議員

4番 岩 木 正 文 議員

を指名いたします。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第2 会期の決定  
について、お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと  
思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定  
いたしました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第3 平成18年  
第3定付託議案第5号 名寄市営プール条例の一  
部改正についてを議題といたします。

付託いたしました委員会の審査の経過並びに結  
果の報告を求めます。

総務文教常任委員会、野本征清副委員長。

○総務文教常任副委員長（野本征清議員） おは  
ようございます。議長から御指名いただきました  
ので、平成18年第3回定例会におきまして当委  
員会に付託されました付託議案第5号 名寄市営  
プール条例の一部改正について、委員会における  
審査の経過並びに結果を御報告を申し上げます。

委員会は、平成18年12月18日に開催いた  
しまして、教育長初め担当職員の出席を願い、慎  
重に審査を行ったところであります。

本条例の改正内容は、昭和42年に開設いたし

ました西水泳プールの用途を廃止し、新たに建設  
されます南プールの利用期間及び利用時間の定め、  
休館日を他のプールと重ならないよう金曜日の午  
前中に設定しようとするものであります。

委員から出されました南水泳プールにかかわっ  
ての主な質疑では、まず利用期間が5月15日か  
ら10月30日までとなっているが、5月ないし  
10月となると、外が寒い季節でもあり、採暖室  
が設けられてはいるが、風邪対策も含め、頭を乾  
かすドライヤーを設置するなどの考えはどうか。  
これに対しましては、採暖室を利用することによ  
り、ある程度の暖をとれることから、利用者のニ  
ーズを把握し、将来的にはヘアドライヤーの設置  
も考えていきたい。

また、泳ぐコースと健康のためにプールの中を  
歩く等をどう区分するかの問題に対しましては、  
B&Gプールのようにコースロープですみ分けを  
し、6コースあるうち1コースになるか、2コー  
スになるか実態を見ながら対応したいということ  
であります。

また、車いすの利用者に対する介護体制を含め、  
職員体制をどのように考えているか。また、入り  
口のブザーは設置されているのか。これに対しま  
しては、施設に車いすを用意し、乗りかえていた  
だき、プールまで行けるようにと考えている。そ  
の際、管理人が対応することも含め、水泳協会の  
パトロールの方々とも不便がないよう協議をして  
いきたい。また、ブザーの設置はしていないが、  
管理人の配置の中で対応していきたいということ  
でありました。

また、衛生面では、アトピーも含め、子供たち  
の肌への影響に対する対応をどのように考えてい  
るか。これに対しましては、塩素の水質基準項目  
があり、その範囲内で塩素を注入し、消毒を行っ  
ている。水質は、常時コンピューターによる検査  
と、あわせて管理人が1日に数回検査するなど安  
全性を第一にしていきたい。

次に、高齢化の中、介護予防などの関係で、さ

さまざまな形でプールの利用が出てくると思うが、どのように対応していくか。これに対しましては、学校プールとして利用する以外は、そういうことに対する時間もつくれると思う。専門機関また水泳協会とも十分協議し、多目的に使えるよう考えていきたいなど質疑が交わされたところでありませぬ。

さらに、名寄市営プール条例による指定管理者による管理が行われることから、教育委員会として市営の概念をどうとらえているかに対しましては、市が経営するという押さえ方をしている。市営なのか、市民なのか考えの分かれるところでもあり、指定管理者の導入により市営で誤解を招くということであれば、今後適切な名前に変えていくことで議論をしていかなければならないという答弁がございました。

種々議論の結果、当委員会といたしましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定したところでありませぬ。

以上申し上げまして、当委員会の審査の経過と結果の報告といたしましませぬ。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、委員長の報告に対する質疑に入ります。御発言ございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めませぬ。

お諮りいたしましませぬ。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めませぬ。

よって、平成18年第3定付託議案第5号は委員長の報告のとおり可決されませぬ。

暫時休憩いたしましませぬ。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時08分

○議長（田中之繁議員） 再開いたしましませぬ。

日程第4 議案第1号 名寄市地域包括支援センター条例の制定についてを議題といたしましませぬ。

提出者の説明を求めませぬ。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございませぬ。議案第1号 名寄市地域包括支援センター条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年4月から介護保険制度が改正されたことに伴ひ、介護予防などを実施する中枢機関として、名寄市地域包括支援センターを設置しようとするものでありませぬ。

同センターの主な業務内容につきましては、要支援状態または要介護状態になることを防止するため、高齢者を対象にさまざまな介護予防メニューを実施しようとするものでありませぬ。

同センターの運営につきましては市の直営とし、名寄庁舎にメインセンターを、風連庁舎にサブセンターを置いて、平成19年4月から開始しようとするものでありませぬ。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませぬか。

齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） ただいま提案されませぬ名寄市地域包括支援センターの設置についてでありませぬけれども、ただいま市長から説明がありましたように、昨年4月の介護保険法の改正によりませぬ、当該市町村に義務づけられた施設でございませぬ。それが名寄市は1年おくれで設置をすると、こういうことになるわけでありませぬ。

そこで、お尋ねするわけでありませぬけれども、特に今回の設置につきましては、施設介護と申しますか、そういうふうな介護度をふやさぬ、抑える、そういう面で予防を重視をすると、こういうところから、こういうセンターを持つようにと、こういうことになったわけでありませぬ。同時に、従来の要支援、介護1から5まで、この区分けも

一定改正されてきたわけでありまして、場合によっては従来受けていた認定者が基準が下がることによって受けられないと、このような可能性のこともあるということで、今全国的にはいろいろな課題が出ておりまして、それらへの対応が求められているところであります。

そういう点では、まず名寄市として従来の要支援、それが新制度ではどういうふうに変更していくというふうに見ているのか、同時に介護度1がそれぞれ要支援、そして介護1と、こういうふうに変更になるわけでありまして、その数についてお知らせいただきたいと思っております。

同時に、それらの人たちが従来のサービスが受けられなくなると、こういうことになろうかと思っておりますけれども、それらについての対応、どういうふうに関係者に理解を求めていく取り組みをしているのかお知らせをいただきたいと思っております。

さらにまた、介護を予防していくと、そういう大きな役割を果たすセンターとして、メイン、サブセンターをそれぞれ名寄、風連庁舎内に置くと、こういうふうなことでございますけれども、それら介護予防を推進していく具体的なメニューはどういうふうになっているのか。先ほどの説明では、一定の職員も置くということでありまして、具体的な内容もこの際お知らせをいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 地域包括支援センターについて何点か御質問がございましたけれども、地域包括支援センターのまず業務につきましては、一つには予防給付と介護予防事業のケアマネジメント業務がございます。これは、内容といたしましては要支援者、特定高齢者の双方を対象にいたしまして、ケアプランの作成、サービス利用の評価を行う事業でございます。二つ目には、総合相談支援業務がございまして、これは個々の高齢者がどのような支援が必要かを把握いたしまして、地域における適切なサービス、関係機関や

制度の利用などにつなげる支援を行ってまいります。それから、三つ目には権利擁護業務でございます。高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業ですとか、成年後見制度など権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎまして、高齢者の虐待防止や権利擁護を図ってまいるといふ事業になります。それから、四つ目が包括的、継続的ケアマネジメントの支援業務でございます。地域包括支援センターのネットワークを活用しながら、介護支援専門員、主事を初めといたしまして、地域のさまざまな関係者が連携、協働することで、保健、医療、福祉、その他の生活支援サービスなどを含めまして、地域におけるさまざまな資源を活用して、途切れることない施設対策を通じた地域における支援をしてまいり、このような任務を持っております。

御指摘がございましたように、従前の要介護1の方々につきましては、要支援2と要介護1に分かれてくることになっております。議員の御指摘がありましたように、要支援と要介護では月の利用限度額に大きな開きがございます。ちなみに、圧倒的な差だというふうに私も認識をしております。要支援2におきましては一月の利用限度額が10万4,000円、それから要介護1につきましてはちょっと今手元に資料がありませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。ということで、そこで要支援と判定された者につきましては介護施設の入所ができない。それから、いろいろなサービスにつきましても、車いすの利用ですとか、そういった面で差が出てくるというふうに思っております。

それから、これからどうしていくのかという部分になってまいりますけれども、地域包括支援センターを、この条例を認めていただきました以降につきましては、市民の皆様にはパンフレット等を通じまして、どのような業務内容を行っていくかということにつきましてお知らせをしてまいりた

いというふうに考えております。

メインセンターとサブセンターでございますけれども、事業の内容としてはそれほど変わらないというふうに考えております。現実的には、先ほどの3職種の方々を配置していくことになっておりますけれども、介護予防事業につきましてはそのうちの4名を充てたい。それから、包括的支援事業につきましては8名でとり行って、合計12名で運営をしていきたいというふうに考えております。

それから、19年度におきます経過的要介護とか要支援につきましては、包括的支援事業の中でそれぞれケアプランを作成していくことになってまいります。こちらの部分につきましては、全体的に200ケースを平成19年度については地域包括支援センターで取り扱っていくものというふうに考えております。以上でございます。

平成19年度におきます要支援、要介護認定の推計でございますけれども、旧の要支援1につきましては309件、それから旧の要介護1で新しく要支援2となる部分につきましては286件、旧の要介護1で今度の新制度でも要介護1となる者につきましては171件、要介護2につきましては206、要介護3につきましては169、要介護4につきましては139、要介護5につきましては146、合計の認定予定者につきましては1,426と推計しているところでございます。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 今説明ありましたように、従来要介護1だった人が従来の要支援、1、2に分けられると、こういうふうなことでありまして、ただいまの説明では171人になると、今要介護1が。要支援2が286人と、こういうふうなことでありますから、要介護1だった人が要支援2になる人がおおむね170人ほどになるわけでありまして、そういう人たちが今の説明のように場合によっては介護施設に入所できないとか、あるいは医療費の限度額に差が生じまして、

その分従来受けていた給付が受けられない、そういうことが起きる可能性があるわけでありまして、その点これらの推計の中で見ている人たちや医療費の限度額の差あるいは介護施設などの問題についてどういうふうに押さえておられるのか。従来と大きな差があつて、介護保険も払っていたのに、こんなに変わるのかと、こういうふうなことがあつては、認定者の皆さん方にとっては、また家族にとつても大変なことでもありますので、その点どういふふうに押さえているのかお知らせいただきたいと思ひます。

さらに、それぞれセンターがありまして、介護予防に力点を置くと、こういうふうなことが言われているわけでありまして、過般論議の中で出てきておりましたのが、名寄市の場合は元気が出る活動といいますか、こういうふうな事業を推進をしておつて、それに準じた形の事業を推進をしていくと、こういうような言い方はあつたわけでありまして、今回包括支援センターの中に、特に介護予防について力点を置いていくと、こういう説明でありますから、もう少し詳しく具体的にどういふふうなことを進めていこうとしているのか。それが着実に行われることによって、抜かりなく要介護になっていかないことが、歯どめをかけることができるのだというふうになるのか。その点介護2、3、4と重くなつていくよりは、ならないのが一番いいわけですから、その点ではどういふような思いを受けとめて、住民の皆さん方の予防に力点を置いていくのか、そういう具体的な内容などもこの際お知らせいただきたいと思ひます。

○議長（田中之繁議員） 中西福祉事務所長。

○福祉事務所長（中西 薫君） 今の議員の御指摘のありましたように、御意見にもありますとおり、新しい介護保険制度の中では予防の方に力点を置いてまいることになっております。それで、従前要介護から新しい制度では要支援等々と軽い方の判定が出た方につきましては、御指摘のとおり

り月に受けられる介護保険の給付の額が限定されてまいることになっております。現実的には、新しい介護保険制度の目的といたしましては、介護が重たくなるというか、重篤化していくことについて防ぐ、そういうことでもございます。

それから、新しい介護保険制度のもう一つの目的が介護予防に努めるということでございまして、メニューにございます、御質問にございました介護予防事業につきましては、名寄市は元気会というものを先進的に取り組んでおりまして、市内の4地区につきましては既に一定程度の組織化ができたものと思っております。今年度からは風連地区の方にも拡大をいたしまして、この元気会予防を通じて介護の状態に陥らない方々にしていこうというふうに考えているところでございます。介護予防事業の中身といたしましては、ほかに口腔ケアですとか、訪問等を行いまして高齢者の健康状態の把握に努めるというような事業も行っておりたいというふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 齊藤議員。

○31番（齊藤 晃議員） 確かにそういうふうな要介護1から要支援2に移った人たちがおおむね270名ほどですか、これで見ますと286名ですけれども、要支援1を差し引きますと、大体270名ぐらいが要介護1から要支援というふうに移っていくわけでありまして、そういう点では十分従来の受けていた支援を変更するという面では理解を求める、そういうふうな取り組みをお願いしておきたいと思っております。

同時に、予防医療を積極的に進めていく上では、前段に答弁ありましたように、支援専門員の皆さんや関係者との協力を進めていくと、こういうふうなことでありますから、元気会を伺っておりますも一定の人の支援、協力を得ながらやっているということでありまして、しかしなかなか限定されているようでありましたので、もっともっと広範な、特にこれからの一定の65歳前後あるいはそういう人たちをも対象にした取り組みという

のを求められるなど、こういうふうと考えておりますので、この制度は国が決めたものですから、そういう面では差を持ち込む、そういう危険な内容があると同時に、地域が一体となって予防活動に取り組んで、要介護者をふやしていかないという一助にもなろうかと思うものですから、担当者の積極的な取り組みを求めて終わりたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第5 議案第2号 名寄市在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 名寄市在宅老人デイサービスセンター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、介護保険制度の改正に伴い、名寄市在宅老人デイサービスセンター条例第4条におきまして、通所介護及び介護予防通所介護のサービスに改正しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第6 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第3号 名寄市介護保険条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、第3期介護事業計画の介護保険料におきまして、平成18年度は合併前の両市町の保険料と規定しておりましたが、平成19年度からの保険料は名寄市保健医療福祉推進協議会におきまして提案の料金に統一していくことで御承認をいただきましたので、その改定をしようとするものであります。また、介護保険法の改正に伴い、介護予防に関するサービスなどを関連規定に追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第7 議案第4号 名寄市母子里地区共同牧場条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○市長（島 多慶志君） 議案第4号 名寄市母子里地区共同牧場条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、指定管理者にゆだねる管理の基準及び業務の具体的範囲と、また指定期間や利用料金の収受その他必要な事項を定める名寄市母子里地区共同牧場条例を制定し、平成19年4月から指定管理者制度導入に向け、指定管理者の選定、議会の議決等といった手続を鋭意進めようとしているものであります。本市は、名寄市母子里地区共同牧場の雇用、管理に関する業務及び草地管理に関する業務についてそれぞれ委託をしておりますが、指定管理者制度を活用することにより個別の委託業務の一本化による業務の効率化と同牧場のより適正な管理運営を図ることができます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

木戸口真議員。

○9番（木戸口 真議員） ただいま母子里牧場の指定管理者制度に伴う条例の制定ということで提案されたわけですが、母子里牧場も受益者、農協、また行政と三者で運営委員会を長きにわたり開いておたつたわけですが、今回の指定管理者制度によって方向性が変わるということなのですが、受益者等とももちろん話し合いはされたかと思うのですが、まずそういった経過。そして、今回料金は従来どおり据え置くということなのですが、その経過と今後どのような展開を。指定管理者制度2年と聞いているのですが、そんな経過と今後についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） ちょっと母子里牧場についての経過についてお話をさせていただきたいと存じますけれども、17年度までにつきましては地区共同牧場運営委員会が管理運営を行ってまいりました。その折には、牧場の使用料あるいは受益者からの受益者負担金で賄い、経済的には自分たちで自立した事業運営をするということで進めてきたところでございます。

翌18年度につきましては自治法の改正がございましたものですから、従来の運営委員会の一括の業務委託ができなくなりました。市直営の運営体制をとることとなりましたものですから、先ほど提案理由にありましたように草地管理につきましてはJAに、雇用管理につきましては酪農振興会にそれぞれ分けて業務委託をお願いしてまいりました。残された分につきましては、市が直営で業務を行ってきたということでございます。

19年度につきましては、管理業務の委託を一本化するということでございまして、利用者やJAと相談をいたしました。業務の実績や体験を踏まえ、管理者制度に業務を委託すべしというふう

な話し合いが調いましたものですから、このたびそういった指定管理の制度にお願いするよう条例を改正するものでございます。

今後につきましては、先ほどお話ありましたように、料金につきましてはそのまま現有でそれぞれ旧名寄、旧風連というようなことでの料金体系で進んでまいりますけれども、委託につきましてはお話ありましたように、名寄の牧野につきましては3年ですから、既に1年が済んでおりますものですから、それを合わせるといふようなこともねらいとしてありまして、残りの2年をこの牧野も母子里も合わせて2年の委託にさせていただきたい。2年後には、料金も含めて一本化に向けて今後鋭意生産者と利用者等の話し合いをして進めてまいりたいというふうな考え方に立っているわけでございます。

以上、御説明申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 木戸口議員。

○9番（木戸口 真議員） ただいま経済部長の方からこれまでの経過を説明いただきました。それで、2年後には名寄の牧場で一本化できたらというお話かと思っておりますけれども、常に母子里牧場というのは本当に酪農家8戸の中で、共同の中で一体となって運営されて、本当に有効利用された歴史のある施設だと私は考えております。今後統一するという市の考えももちろんなのですが、十分受益者と話を詰めて、せっかく築き上げたものを、制度によってはそろえなければならぬという形もわかりますけれども、やはり受益者が長年守ってきた母子里牧場を大切に、また有効利用していただくような方向で十分受益者の皆さんと協議して、一本化できるのだったら一本化していただき、また今の形でそれになるのであれば十分そういった形も視野に入れながら進んでいただきたいと考えております。

答弁いただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 手間本経済部長。

○経済部長（手間本 剛君） 再三にわたり風連

の生産者、酪農振興会の方々ともお話し合いをさせていただきました。御案内のとおり母子里牧場につきましては幌加内町に所属する区域でございましたけれども、57年に旧風連町の方に所有権移転の登記は完了させていただいております。その前につきましては、ちょっと経過を申し上げますと、北海道から売り渡し、払い下げを受けまして、その分につきましては酪農家の名義で一度受けているというようなことでございます。その後町の方に名義をかえていると。母子里牧場につきましては、酪農振興会の方々を中心にしながら、熱い思いをしながら、草地造成も経過の中で改良を行ってございますものですから、十分生産者との話し合いを続けていって、納得いくような合意のもとで取り進めていきたいというふうな考え方を持っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 日程第8 議案第5号 名寄市総合計画の基本構想を定めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 名寄市総合計画の基本構想を定めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成18年3月27日の合併に伴い、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を策定しようとするものであります。名寄市総合計画の策定に当たりましては、合併に当たり、策定されました新市建設計画の基本方針を踏まえつつ、地域懇談会、市民アンケート、各種団体との懇談会等で市民の皆さんからいただいた御意見を初め市議会議員の皆さんからの御提言をもとに、名寄市総合計画策定審議会と名寄市総合計画庁内策定委員会が一体となって同計画の策定作業を進め、本年1月17日に同審議会から答申を得て、提案をさせていただくものであります。改めて、御意見、御協力をいただきました市民の皆さん並びに熱心に御審議を賜りました同審議会委員の皆さんに心から感謝とお礼を申し上げます。

同計画の基本構想は、平成19年度から平成28年度までの向こう10年間における市民と行政が協働で取り組むまちづくりの指針を示すものであり、内容につきましては目標年次における人口を2万8,000人と想定し、まちづくりを進めるに当たって協働、健康、生活、活力、人づくりという五つの基本理念を設定し、目指すべき本市の将来像を自然の恵みが人と地域を育み市民みんなで創る心豊かな北のまち・名寄と定めております。また、この将来像を実現するため、市民と行政との協働によるまちづくり、安心して健やかに暮らせるまちづくり、自然と環境にやさしく快適で安全なまちづくり、創造力と活力にあふれたまちづくり、そして心豊かな人と文化を育むまちづくりの五つの基本目標及び施策の柱を定めるとともに、各分野における現状と課題を掲げ、総合的で計画的なまちづくりを展開していくこととしておりま

す。

なお、今回提案しております同計画は基本構想、基本計画及び実施計画で構成されておりますが、基本構想の部分について、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部につきましては総務部長から説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） 補足説明を石王総務部長。

○総務部長（石王和行君） それでは、私の方から議案第5号につきまして補足説明をさせていただきます。

その前にお配りをさせていただきました資料2について記載に誤りがございました。本日正誤表をお配りさせていただきましたので、おわびをして訂正させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、総合計画の策定の経過について申し上げます。昨年7月に庁内策定委員会を発足し、準備作業を進めるとともに、9月6日に市民公募委員16名を含む100名の委員と、特別委員として指導いただく名寄市立大学教員5名で構成する名寄市総合計画策定審議会を設置し、市長から総合計画の諮問をさせていただきました。その後合併に伴い、策定した新市建設計画を基本としながら、総合計画を考える地域懇談会、市民への御意見アンケート、各種団体と市長との懇談会、中間報告会、ホームページの開設などを行いまして、市民の意識を踏まえながら、審議会と策定委員会が一体となって策定作業を進めてまいりました。また、市議会との協議も8月と12月に議員協議会を開催させていただき、議員の皆さんからも御提言などをいただいたところであります。それから、六つの専門部会、審議会において原案の検討、修正が加えられ、12月26日の第4回策定審議会で

基本構想と基本計画が固められ、1月17日に審議会から市長に答申をいただいたところであります。

以下、お手元に配付しております議案書、「新名寄市総合計画（第1次）基本構想」により順次概要について説明を申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目の第1編、総論であります。まず、1、計画策定にあたってにつきましては、平成18年3月に新設合併により名寄市が誕生したことから、新市建設計画を踏まえまして、新たに目指す将来像と、これを実現するための施策の方向を明らかにする総合計画の策定を市民参加により進めることを明示しております。

次に、2、計画の構成と期間でございますが、基本構想につきましては、目標年次を平成28年度とし、10年先はこういうまちでありたいという将来像を定めたものであります。基本計画につきましては、これに向かってどういったことを基本的に進めていくかというものを掲げ、中間年で後期5カ年の見直しを行うものであります。実施計画については、5年間の基本的施策を具体的に実施する事務事業を年度別に定めたものであります。

次に、2ページ、3、時代の潮流についてであります。ここでは、基本構想を策定する際に踏まえるべき社会情勢の変化といたしまして、地方分権の進展と協働のまちづくり、少子高齢化の進行と人口減少、自然環境の保全・利活用、価値観と生活様式の変化・多様化、地域産業・経済の再構築、情報化社会への対応、そして財政状況の著しい悪化の5項目を掲げております。

3ページ、4、名寄市の概況につきましては、（1）、位置・地勢、（2）、沿革、（3）、人口・世帯、（4）、産業別人口を記述しておりますが、説明は省略させていただきます。

次に、6ページ、5、名寄市のまちづくりの課題でございますが、ここでは本市のこれからのま

ちづくりの目標と施策の方向を考えるに当たっての課題として、市民と行政との協働のまちづくり、健康づくりと支えあいの福祉環境づくり、安全・安心で暮らしやすい居住環境づくり、特色ある産業の創造と活力づくり、そして個性ある教育・文化・スポーツ環境づくりの5項目を掲げております。

次に、8ページをお開きください。第2編、基本構想についてであります。まず、1、基本理念でございますが、先ほど述べました時代の潮流や本市のまちづくりの課題を踏まえまして、まちづくりを進めるための基本理念として、協働、健康、生活、活力、人づくりという五つの項目に基本的な考えを取りまとめ、設定しております。

また、基本理念を踏まえまして、本市の目指すべき将来像を自然の恵みが人と地域を育み市民みんなで創る心豊かな北のまち・名寄と定めております。

次に、9ページから17ページの3、基本目標では、将来像を実現するために各分野別に五つの基本目標を設定し、その下に主要施策を掲げております。まず、市民参画・健全財政の分野で基本目標を市民と行政との協働によるまちづくりといたしまして、それを実現する主要施策として、市民主体のまちづくり、コミュニティ活動の推進、人権尊重と男女共同参画社会の形成、情報化の推進、交流活動の推進、広域行政の推進、健全な財政運営、効率的な行政運営の8分野を掲げております。

10ページになります保健・医療・福祉の分野では、基本目標を安心して健やかに暮らせるまちづくりとしまして、それを実現するための主要施策として、健康の保持増進、地域医療の充実、子育て支援の推進、地域福祉の推進、高齢者福祉の充実、障がい者福祉の推進、国民健康保険の7分野を掲げております。

次に、12ページの生活環境・都市基盤の分野になります。基本目標が自然と環境にやさしく快

適で安全なまちづくりとしまして、これを実現するための主要施策が環境との共生、循環型社会の形成、消防、防災対策の充実、交通安全、生活安全、消費生活の安定、住宅の整備、都市環境の整備、上水道・簡易水道の整備、下水道・個別排水の整備、道路の整備、総合交通体系、雪を活かし雪に強いまちづくりの推進の14分野を掲げております。

14ページの産業振興の分野ですが、基本目標が創造力と活力にあふれたまちづくり、主要施策としまして、農業・農村の振興、林業の振興、商業の振興、工業の振興、雇用の安定、観光の振興の六つの分野を掲げております。

16ページになりますが、教育・文化・スポーツの分野では、基本目標を心豊かな人と文化を育むまちづくりとしまして、それを実現するための主要施策として、生涯学習社会の形成、幼児教育の振興、小中学校教育の充実、高等学校教育の振興、大学教育の充実、食育の推進、家庭教育の推進、生涯スポーツの振興、青少年の健全育成、地域文化の継承と創造の10の分野を掲げております。

次に、18ページの基本指標についてであります。まず、名寄市を支える人口につきましては、将来推計として総人口の減少とともに少子高齢化がさらに進むことが予想され、さきの国勢調査におきまして前回比1,700人の減少が見られました。人口は、市勢振興にとって重要な課題であり、現状のままの推移を追認するのではなく、子育て環境、定住、交流環境の整備など総合的なまちづくりを推進し、平成28年の目標年次における人口想定を2万8,000人と設定するものであります。また、(3)、財政の見通しであります。答申の中でも触れられているように、財政状況が厳しい中、適切な事業選択と公債費管理を行い、後世代に過大な負の遺産にならないよう健全な財政運営を行う必要性を記述しております。

次に、19ページの5、土地利用構想では、基

本的な考え方として、本市の将来像の実現に向けて個々の土地利用計画の方針に基づき、市全体が調和のとれたまちづくりとなるよう規制、誘導を行うこととしています。

最後に、6、施策の体系であります。先ほど基本目標のところでお触れさせていただきましたが、本市の将来像であります自然の恵みが人と地域を育み市民みんなで創る心豊かな北のまち・名寄の実現に向けまして、五つの基本目標のもとに各分野における主要施策45の項目を体系化し、総合的に計画的なまちづくりを展開することとしております。以上が基本構想部分でございます。

お手元に参考資料といたしまして、資料1、基本計画、資料2、実施計画、資料3、中期財政計画を配付いたしておりますが、さきの議員協議会で詳しく説明をしまいできておりますので、省略させていただきたいと思っております。

なお、総合計画の基本計画の部分でございますが、これは先ほどありました45の主要施策をそれぞれ述べたものでございまして、基本的にはそれぞれの施策項目について現状と課題を述べまして、そして施策の基本的考え方、それから施策の体系、基本事業、それから主要な計画事業を前期と後期別で記述しております。また、実施計画につきましては、平成19年度から23年度の前期5年間で予定しております196本の個別事業を事業計画総括表としてまとめたものでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。どうかよろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（田中之繁議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

宮田久議員。

○1番（宮田久議員） 総合開発計画の基本的なことから御質問させていただきたいと思っております。名寄市総合計画と、これの概念的なコンセプトから質問させていただきたいと思うのですが、

もちろん地方自治法は日本国憲法にも保障されて、このことをやらなければならない。特に今回の総計は、地方自治法第2条4項に基づいてやっているわけ。ここでうたわれていることは、この計画というのは単なる旅行か何かの計画を立てるのと違って、きちんと議会で議決を得る。十分この中に書いてあることが、今後仮に私たち議員も、こういうことはないと思えますけれども、市長ももしなくなっても、この議決されたことは今のところ10年間この先この計画をやって、これが言わせてみれば名寄市の憲法。ここで言っている第2条第4項というのは、このことは言わせてみればこれ以上ない計画、最上位計画になっているということだと私は思っています。もし違っていけば、指導いただきたいと思えます。当然ここで付託されて、議会は途中で変わることもなくこのものがいく。途中で臨時議会等で不都合があったら、これは改正するという場面もあります。当然地方自治法の96条では、これを議会議員は職としております。これを扱う事件としております。ですから、そういう形でこれを決めていかなければならない。それが今私たちの目の回りでこの基本計画を見て非常に感じることは、地方自治法の7章の138条の2の中でもうたわれていますけれども、これが議会できちんと決まったことは執行者側は間違いなくこれに通してやるのだと、これが言わせてみれば名寄市の憲法ですよ、この計画は憲法ですよという認識を持っておられると思えますけれども、そこもひとつ御質問させてください。

そして、今委員会の方に大変お世話になったと。これは条例でも施行しておりますように、名寄市総合計画策定審議会の条例というので、言わせてみればここで100人の方が集まってやっていたとかということで、非常にその方は熱心にやられていた。そこで、物事は活字でしゃべらないといけないと思うのですが、午後から審議をする、いわゆる名寄の都市計画用途地域の変更ということで既に議員には配付されているわけです。

この中の文章の中に新総合計画の答申を受け、基本的コンセプト、基本的な考え方、それは市民と協働でいろいろやりましょうやと。

もう一つは、コンパクトなまちづくり、これがこの計画の中をずっと見させてもらって落ちているところ。私の見落としがあるかもしれませんがけれども、どう考えてもまとまったような形でやろうというようなことが書いていないわけです。今新聞や何かで話題になっておりまして、市長の言葉の中にも必ずコンパクトなまちづくり。私もいろいろこちらの計画を見ても、そういうものは全然出てこない。そして、100人の何人かの委員にも私はインタビューをして、こういう話題が出ましたかと。ほとんどそういうコンパクトなことをやるというような話は委員の中からも出ていなかった。

私は、これは法律に基づいた計画ですから、突然コンパクトで、なぜここで市長がコンパクト、コンパクトというようなことを突然言い出すのかというと、これは北海道がガイドラインを出しています。大規模集客施設の立地に関するガイドラインの一番下のタイトルに、コンパクトなまちづくりを目指してと書いている。これは道のものです。こちらにあるものは、名寄市民がみんなで一生懸命この計画に基づいてやろうということです。

具体的に今度お話ししますと、今配付されて説明いただいたところにも、この中では企業を立地しようや、企業をうんと誘致しようという計画があるわけです。大型店だから、だめだとかなんとかという話は今後出てくるかもしれません。中身は、雇用の安定をする。何かきょう朝方斜め読みしたのですけれども、新聞に折り込みが入っておりまして、非常に大型のものが来ると、労働者が足らなくて困るというようなことも書いてございました。本当に現実はそのなかでしょうか。これから大学の学生もたくさん入ってくる。まちをにぎやかにしたい。だから、ここで雇用の安定化、雇用の確保をしようというさなかのこの文章

であるならば、今後はこの計画というのは雇用を不安定にした方がいいよと書いていただければ、私は納得できるわけ。そのほかにも消費者を守ろう、消費者の選択肢をたくさん持とう、そういうものをなるべくこれから消費者の選択肢を求めないで、なるべく消費者は市長の言うこと聞きなさいとでもここに書いてあるのであれば別です。そういうことが整理もされないうちに今回の議会に出てくるということが、本当にきょうこの議会で論議がいいのか、悪いのかということに私疑念を感じております。そのことについて御説明ください。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） ただいま宮田議員から総合計画の基本構想、議会で議決をいただくこの部分については、名寄市の憲法を定めると同様の重さがあるのではないかと、こういうお話がありました。私もそのように認識をしております。地方自治法が改正になったのが昭和45年なのですが、それ以前はやはり首長が場合によっては計画的な行政執行をしないといいですか、そのような反省のもとに、議会が基本構想をしっかり枠として固めることによって、執行者のまちづくりに対する基本的な方針が動かないと、こういうことでありますから、この10年間、平成19年以降平成28年までの名寄市のまちづくりの指針というものは新名寄市総合計画基本構想の中で取り進められる、このように認識をしているところでございます。

この構想を受けて基本計画、実施計画があるわけですが、これらにつきましては従来の旧名寄市にありまして、旧風連町にありまして、計画が時の国の政策の変更等も含めて状況変化が出てくると。これについては、計画の追加であるとか、修正というものが当然加えられているわけですが、私どもはローリングという作業を行いながら、向こう3年間の実施計画の確定に当たっては状況をしっかりと分析をして実施計画を、さらに修正を加えるものがあれば修正を

加えると、このような取り進めをしております、新名寄市の総合計画についても同様な取り扱いを考えていると、こういうことであります。

御指摘がありました大型小売店の進出等につきましては、基本構想の中にはそのような文章の表現はないかと思いますが、基本計画の中で創造力と活力にあふれたまちづくり、産業振興、この分野の中で商業の振興というのがございます。これにつきましては、旧名寄市にありましては平成10年以降中心市街地活性化ということで大変な協議をしてきた経過があります。国は、大店法の制度を改正をいたしまして、大型店の進出についての地元の意向を、意思を反映しないような改正を平成10年にまちづくり3法の制定をした中で取り組まれております。この対案として中心市街地活性化の法律もあわせてつくって、郊外等に大型店が出てきた国の政策に対して、既存の商店街の皆さん方頑張りなさいと、こういうことも含めて中心市街地活性化の法案が、それぞれの省庁が取り組めるように施策の展開があったわけですが、残念ながら全国的に中心市街地活性化法を受けての活力ある商店街づくりというのが成功していない。こういう実態のもとに、私どもも全国市長会でありますとか、あるいは町村会も含めて、まちづくり3法を改正してほしい、こういう動きが出て、今年の5月にまちづくり3法が改正された、こういうことであります。

反省点は、郊外の大型店等の進出で従来営々と築いてきたまちの顔である中心市街地が疲弊をしていると。しかも、生活者が使いづらいような中心街に変化をしてしまった。これを戻そうということであります。ですから、私は今回御審議を、きょうの午後から協議をいただこうとしております案件につきましては、今年の5月に法律改正があって、その改正を受けて都市計画法の運用あるいは中心市街地の活性化の取り組みにつきましてはこの商業の振興の中でも表記をさせていただいておりますけれども、そういう新たな観点でまち

づくりをしていきたい、こういうことで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 今大きく二つお答えをいただいたのですけれども、あと細部のことはいわゆるということなのですが、基本構想ということで平成18年12月につくられた名寄市総合計画の中間報告書の資料がござります。お手元にあったらあけていただければいいのですけれども、今市長が言ったのは、ある程度計画だとは言わなかったかもしれないのですけれども、計画は計画だと、それは私の力で変えることできるのだ、そう言ったか言わぬかはよく確認とれないのですけれども、この中の策定にあたってという文章には間違いなく書いてある。地方自治法の第2条4項の規定に基づいた市運営における最上位計画であると書いてある。いわゆるこれが基本的なものなのだ。もちろん市長の言われるように不都合があれば、議会を開会して変更をしていくと。市長が勝手にこの計画書を自分の裁量でやられるがごときの話には法律上ならないで、必ず議決が最優先を持つものですから、もう一度そのところを説明。それでも、いや、私はひとつこういうことでやっていくのだという考えなのか。

私は午後からの部分は午後からまた御質問させていただきますけれども、基本的にこの計画というのは、決して旅行か何かに行く計画とは違って、本当に重いものだ。市民の皆さんにこれを示すわけですから、市民の皆さんはこれを見て、ああ、税金を納めたら、こうやってくれるのだということが、早く言えばコンパクトシティのような言葉が全然この中に入らない。今後都市計画法や何かを市長の考えでは変更していこうということであるならば、もちろん上位計画の中に、核には中心市街地の話がいろいろありますけれども、これから国だとか、道と今度は事務的に相談するときに、そういうのがこの計画にございませぬと、最上位計画にも入っていないでよく持ってこられまし

たねという話になっても困るわけですから、ぜひそのこともお答えいただきたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 提案理由の中でも申し上げておりますから、認識に差はない、こういうふうに私は理解しております。

また、まちづくりの方向については、先ほど総務部長から説明をしていただいております基本構想の13ページの都市環境の整備というところがありますが、ここの中で市街地の再開発を進め、衰退している中心市街地において居住環境や交流施設、集客施設などの整備を促進し、活気と賑わいのあるコンパクトな市街地の形成を進めます、こういう表記をさせていただいておりますので、御理解いただきたい。

○議長（田中之繁議員） 宮田議員。

○1番（宮田 久議員） 午後から説明も聞かないで、なおかつ質問するということは、総合開発に非常に影響が出てくるものですから、あえて前倒しでちょっと御質問させていただきたいのですけれども、多分大規模集客施設の立地に関するガイドラインというのがもうお手元にあっていると思いますけれども、当然この中で大店舗が入ってくるときに、特に地域に貢献活動をしますよと。これは、道に出しなさいということで出てくるわけです。そういう中では、大きく全部で8店か9店あるのですけれども、その1店の中にも、例えば大店舗がいわゆる地域貢献の貢献担当の窓口も設定しなければならない。また、ある意味では託児所のスペースも置くのですよ、そのお店屋に。非常に私もいろんな店屋見ているときに、私の行くときに車の中で炎天下赤ちゃんが泣いている姿もよく見ます。女性の方は非常に買い物というのに、どこを見られても7割の方が、女性の方が来て、ショッピングを非常に楽しまれている、こういう条件もつくのです。そして、先ほどからいろいろこちらに出ています地域の障害者の方だとか、高齢者の人の収入や何かも推進します。ある意味

では、リサイクルについてもいろいろ環境を重んじて、その会社が不備ということになれば、ISOの14001を導入しますよとか、そのためにはもしここに万が一災害のときがあったら物資の供給もしますし、そういうもののいろんな支援をしますよという、こういう計画書が今度は出てくるわけです。

特にこの中で私は常日ごろ徳田の方のところに行っているところへ行きますと、何となくまちの人が、名寄市の人が徳田まで行くには足がないので、何とかという話もよく聞かれますので、今回このものについても、たまたま交通の関係についてもそういう面については支援をしたい。例を挙げますと、会社については岩見沢で実際やっております、バスの運行もしているということでございます。その利用者についても非常に楽しみながら行けたり、または病院があったり、子供を預ける場所があって、非常に職員は楽しいです。そういう面からいきますと、非常に私は女性の方を考えた法解釈ではないかなと。このガイドラインどおりもしやられるということがあっても、この計画を市としてやっていくということになるのか、その辺も最後にお聞かせください。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） ただいまの内容については、ただいま提案をしております総合計画の基本構想からは若干離れているのではないかというふうに私は思っておりますが、説明をさせていただいておりますように、都市環境の整備あるいは商業の振興、このようなことから含めて、名寄市のまちづくりをどのように向こう10年間進めるかと、このことを御審議をいただいているわけでございます、具体的な事業の部分については私ども過日名寄商圏と言われております風連商工会、下川町商工会、美深、中川、音威子府、こうした商工会の代表者の皆さんにもお集まりをいただいて、情報交換等をしている経過があります。もちろん名寄市が果たしている役割というものは、現

在の相当の関係する商工会の皆さんからしますと、有識と申しましょうか、役割を果たしているわけですが、しかし今名寄市の商業、都市、環境を考えた場合に、もう既に現在営業している皆さん方が売り場面積を場合によってはもてあましているという、こういう状況があるわけ。そこにおおよそ名寄市に現在展開している50%に相当する大型店が進出してきて、消費者が最後にそれがハッピーなのかどうか、このことは午後の議論の中でしっかりと説明させていただきたい、こんなふうを考えています。

○議長（田中之繁議員） 佐藤靖議員。

○2番（佐藤 靖議員） それでは、今提示されている部分について、3点にわたって端的にお伺いしたいと思いますけれども、まず一つは基本構想の基本理念の一番上にある協働という言葉、これはこれから10年間、これまでもそうでありまされども、当然ながら名寄市の一つの形としていくのだと思いますけれども、協働の概念は一般的には複数の主体が何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること、これが協働の概念と言われておりますけれども、その概念を達成するための原理、原則というのはどういうふうにとらえているのかというのを一つお聞かせをいただきたいと思います。

2点目は基本目標の3の8、住宅整備の中に出てくるのですけれども、最近よく言われるまちなか居住という言葉があります。名寄は旧名寄、旧風連が合併して行政範囲は非常に拡大しました。そのときに町中というのはどこを指して町中なのか、その表現の範囲というのをちょっとお教えをいただきたいと思います。

最後に、今市長もお答えの中で言うておりましたけれども、次の都市環境整備の今読まれた部分であります、市街地の再開発を進め、衰退している中心市街地において居住環境や交流施設、集客施設などの整備を促進し、活気と賑わいのあるコンパクトな市街地の形成を進めますという表現

をされております。これは、その後の基本計画なり実施計画を見ると、風連中心市街地のことをいっているのだなとは思いますが、ここに市街地再開発を進めということだけ出てくると、今の話ではありませんけれども、大型店の問題や何かあると、今中心市街地をどうするのだという構想が当然ながらこれから出てくる。そうすると、この構想だけの、この言葉だけなら市がやるのかと、そういうふうにもとらえられかねない言葉だと思えるのですけれども、その辺の認識はどういうふうにお持ちになっているか。

以上、3点についてお伺いしておきたいと思えます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 日本の自治体の発展をしてきた歴史等を見ますと、まさに住民が力を合わせて、これは公的であった方が公平性保たれると、こういうところを公に預けるような発展をしてきているわけです。その後戦後の日本の経済が拡大をする中では、税金でいろいろな住民要望を含めた行政サービスをすべしと、こういうように流れが変わってまいりました。したがって、地方自治体の守備範囲というものが非常に膨らんできたわけであります。

しかし、成熟社会と申しましょうか、特に経済が低成長になってきてからは軌道修正を余儀なくされた。従来税金で賄っていた行政サービスができない。その結果、受益者負担という思想が展開をしてきているわけであります。この協働の原理、原則というのはやはり等しくサービスを受ける、そういう一面も確保しながら、利用する方、受益をする方が一定の負担をすることによって、そうしたシステムが維持できると、こういうことであります。最近新聞報道等にもありますけれども、学校給食費を払わないだとか、あるいは水道料、公営住宅の入居料を払わないだとか、いろいろな家庭の事情もあるかもしれませんが、本質的にそのことが市民の皆さんに理解をされないと、まち

づくり、行政サービスが執行できないという、そういう状況が考え方として広まってきているということでもあります。このことを今回の総合計画の策定を通じて策定委員の皆さんや市民の皆さんも改めて認識を持ち直していただいて、今までもやっておりますけれども、これからのまちづくりはそうした責任をお互いに持ち合いをしながら、いろんな行政サービスを維持していく、こういうことがこの協働のまちづくりという表現の原理、原則と、このように私は理解をしているところでございます。

まちなか居住の件についてのお話がありました。旧名寄市の実態を見ましても、この50年間の間に公営住宅等の建設については発展の期待も含めて郊外地区に建築整備を進めてまいり、おおよそ中心部からは2キロないし3キロの範囲であります。名寄市におきましては、徒歩もしくは自転車等で中心地に入りができるという、こういう環境での整備を進めております。大都市においては、もっともっと公共交通の発展も含めてということがあったかもしれません。しかし、30年、40年、建物の改築整備を進める際に出てきましたのは、市民の皆さん入居したときは青年だったと。しかし、今は壮年になってきて、毎日の買い物に非常に不便を感じると。このことについての公共交通の整備か、もしくは建てかえをするときにもっと距離感を縮めて建てるか、こういう発想であります。ですから、まちなか居住の定義というのは、恐らくそのまちによって考え方に差があるのではないかと、このように思っておりますが、私は名寄市における、あるいは旧風連町における町中というのは一定の商店や住宅が連檐している区域、こういうことを指すのではないかと、このように思っております。明確に何千何百メートルというふうには考えてはおりません。一定の居住が集約化されている、そういうものが市街地形成をしているというふうに理解しております。

3点目の御質問、ちょっとメモを漏らしており

ますけれども、市街地再開発の関係につきましては、先ほども宮田議員にも申し上げましたけれども、平成12年に1年間かけて市街地再開発の活性化の計画づくりをいたしました。行政が担当する部分、それからそこに住まいしている皆さんで整備を図るもの、あるいは誘導するものも含めてあるかと思えます。こういうことが相まって、市街地における活性化ということが達成できるのではないかと、このように思っております。ですから、私は今回郊外地区に出店規制等を面積要件も含めて提案しようとしておりますけれども、こうした市民の願いが町中に誘導区域等を整備をする、あるいは理解を得てということもあり得るのではないかと、そういう企業誘致、サービス産業の誘致と申しましょうか、そういうことも含めてあるのではないかと、こんなふうに考えております。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○2番（佐藤 靖議員） 市長から御答弁いただきましたけれども、協働の原理、原則というのは確かにグローバルに、そう言えば市長のおっしゃるとおりだと思いますけれども、もっと根本的には私はやっぱり情報の提供ですとか、開示ですとか、共有化ですとか、そこが根本になるというふうに思っているのですが、その考えは誤りであるかどうか、もう一度市長の方に御答弁をいただきたいと思えます。

市街地再開発の表現については、ベストかベターかというものはありますけれども、いずれにしても風連の中心市街地のように民が主導する部分、官はついていく部分、ある意味ではサポートする部分、そういうことの解釈で、風連方式みたいな解釈をやっぱりよしとするのか、それとも違う手法の官の方が誘導することになっていくのか、その辺の認識はどういうふうにお持ちになるのか。

この2点について改めてお聞きしたいと。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 協働の原理、原則では

現在置かれている社会情勢についても若干触れさせていただきました。これらの理解を改めて持ち直していただくためには相当の努力が必要と、こういうことでもあります。したがって、情報の開示あるいは共有化ということでは一層の取り組みを強めていかねばならぬと、こんなふうに考えておりますから、佐藤議員の考え方と大きな差はないと、こんなふうに思っております。

また、市街地の活性化等については、やはりそこに事業を営んでいる事業者の皆さん、そこが核にならなければ、行政が、官が幾ら旗を振ったとしても、それは前に進まないというのは当然でございます。しかし、改めて市街地の活性化の協議会等の協議もこの総合計画の中で出させていただいているわけでありまして、こうしたことの取り組みを深めて、そうした目的を、まちづくりを進めていきたいと、こんなふうに考えます。

○議長（田中之繁議員） 小野寺一知議員。

○35番（小野寺一知議員） 何点かにかけてお伺いをしたいというように思います。

まず、1点は今お話ありましたコンパクトなまちづくりであるとか、まちなか居住についての考え方なのですが、コンパクトなまちづくり、非常に言葉がきれいに聞こえるのですが、簡単に考えれば小さくまとまったまちだという、そういう考え方になるのだろうかというように思うのですが、私は今の時代、車社会の時代にあえて小さくコンパクトにまとまる必要はないというように思っておりまして、しかも昨年風連町と合併して面積が倍ぐらい大きくなっているわけですから、そういう面ではあえてコンパクトなまちづくりという定義にこだわる必要はないのではないかとこのように思いますけれども、そこら辺もう一回どのような考え方をしていらっしゃるのかお伺いをしたいというように思います。

それから、まちなか居住のお話が出ておりましたけれども、まちなか居住の関係で当然のことのようにマスタープランを見直して新しいマスター

プランをつくるのだというように思うのですが、住宅マスタープランを立てる場合において、まちなか居住を進めるためにマスタープランを。今公営住宅があるところにまた新しく直すということではなくて、町中に塩漬けになっている土地もあるわけですから、町中に計画を立てて居住をさせるという、そういう努力をしていかないと、幾らそういう大型店舗を規制したとかなんとかといっても、町中の空洞化というのは、なかなかやっぱり抑えることができないのではないかと。今そういう時代です。どこのまちを視察に行っても、やはり郊外型の店舗が多くなってきている関係で、昔の駅を中心とした、そういう町中は空洞化が進んでいるのは、これは現実なのです。ですから、行政としてできるのは、そういう居住計画を町中に持ってくるような計画を立ててコンパクト化していくという、そういう努力をやっぱり進めていかなければならないだろうというように思うのですが、これは総合計画の年次計画ですので、できるだけ見直しの段階でそういう計画に進めていただければありがたいというように思うのですが、その見解についてお伺いをしたいと思います。

それから、まちづくりとはちょっと違うのですが、基本目標の3の総合交通体系のところ、通勤・通学航空が出ています。最近行政の要望や陳情にしても、通勤・通学に対する要望、陳情というのは余り目に入らないわけですが、やはり今通勤・通学を10年の新しい総合計画にのせていっても果たしてどうなのかなという疑問さえもあるわけですが、そういったところから今回この総合計画にのせた見解と、そして今後の計画についてお伺いをしたいというように思います。

それと、もう一点なのですが、教育、文化、スポーツの関係で103ページの文化大ホールにかかわってお伺いをしますが、名寄市の文化大ホールの計画というのは、第3次総合計画、第4次総合計画、そしてまた今度の総合計画と、この

三つの総合計画にわたって声は上がっているのですが、後年度に回されて、回されて、そしてまた今回の総合計画を見ますと、後期計画になっているという、そういう非常に文化人というか、文化大ホールを熱望する市民にとっては非常に問題が大きいといいますか、寂しい限りになるわけです。

今文化大ホール基金というのは2億5,000万円あるわけです。行政としても一時は、たしか3回だったと思うのですが、5,000万円ずつ3期にわたって、3年にわたって基金に積んでいった。そして、残る基金の財源は、市民がいろんな努力をして、個人あるいは文化団体が寄附していただいた浄財が積み重なって2億5,000万円になっているわけです。やはりそれをそのまま後期に継続させるというのは、ちょっと問題があるのではないだろうかというように思います。当然のことのように15年近くたっているわけですから、もう基金を寄附した文化人も亡くなっている方もいるし、かなり高齢化している人もいるわけです。夢を持って寄附をしたにもかかわらず、その夢が実現しないまま亡くなったという、そういう寂しい思いもあるわけですし、そういったところからすると、文化大ホールというのは前期にのせていって、できるだけ早い時期に実現できるような施策、取り組みというのが必要だろうというように思います。

最後のページの107ページになるのですが、これは計画事業一覧表というのがあるのですが、そこには文化大ホールは後期計画の主要事業になっているのですが、前期計画にのっているのを見てもみますと、私はこれ一部の市民から言われました。最近の名寄市の行政の取り組みは、合併以降風連の中心市街地と道の駅の記事ばかりだと、名寄は一体どうなっているのだという、非常に寂しいという意見が多いのです。だからというのではないのですが、文化ホールにかかわっても前期で考えているのですよというような考え方を持っ

ていかないと、やはり理解は得られないだろうというように思うのですが、そこら辺についてももし見解があれば、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 松尾建設水道部長。

○建設水道部長（松尾 薫君） まちなか居住とコンパクトなまちづくりにかかわっての御質問をいただいております。まちなか居住につきましては、お話のコンパクトなまちづくりを実践するための非常に大きな要素というふうに考えております。コンパクトなまちづくりは、先ほど市長からお話ございましたけれども、高齢化が進んでおります。そういう状況下の中での社会的な要請ということもございまして、生活関連の商業施設あるいはその他の便益施設等を集中して、表現でいきますと、歩いて暮らせるまちづくり、そのための生活基盤整備を行おうというのがコンパクトなまちづくりということでございます。議員御指摘のとおり車社会におきましては、こればかりがまちづくりではないというのは御指摘のとおりだと思います。まちの状況あるいは車社会の状況もございまして、両方視野に入れながらの地域づくりということになろうかと思っておりますけれども、ただ大きな主眼、流れといたしましては、コンパクトなまちづくりを進めるということがまちの管理あるいは運営と申しまししょうか、そういう部分では非常に効率的でありますし、また利用いただく市民の皆さんにとりましても利便性が高いというのが一般的なものというふうに理解をしております。

住宅マスタープランにかかわっての御質問でございますけれども、比較的市街地の中であって未利用地が多い土地もございまして。その有効利用も含めて、平成19年度に策定予定をしております住宅マスタープランの中で十分検討させていただきたいというふうに思っております。住宅マスタープランは幾つかの課題があるというふうに考えてございまして、一つは管理戸数をどのようにする

かと。戸数です。今風連地区・名寄地区合わせて約1,200戸ほどの管理戸数を有しております。この管理戸数が今後将来的に住宅の需給の状況も含めて妥当性があるかどうかということが1点というふうに思っております。なおさらに、管理戸数の風連地区と名寄地区とのバランスです。それがどのようなバランスが最も将来的に市民の皆さんに利用していただきやすいかということだというふうにも、その視点が二つ目にあるというふうに思っております。

さらに、御指摘のまちなか居住でございます。これは、御指摘のとおり市内の未利用地も含めて十分まちなか居住が実践されるように、契約の段階でも市民の皆さんの御意見等いただきながら、計画樹立していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田中之繁議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 私の方からは、後段のコミューター航空の関連と、それから文化センター大ホールの基本的な考え方についてお答え申し上げます。

コミューター航空につきましては、北海道の広大な地域に分散している都市間をどのように高速交通ネットワークで結ぶかと、こういうことで出てきたプロジェクトでございます。私どもも当時の北海道計画の中では、既存空港まで1時間以上かかる地区は新設をした空港をつなぐことで、市民あるいは道民、観光客も含めて北海道の高速交通体系を練り上げると、こういうものでございます。しかし、その後の高速交通関係の状況というのは大変変化をしております。JRにおいては札幌一名寄間につきましては2時間14分というような特急が開通をしたり、あるいは高速道路につきましても士別・剣淵まで北へ延びてきているという、こういう状況があって、環境が変わったと、こんな認識をしております。

しかし、依然として都市間はそういう高速交通

網が全部ネットワークされているわけではありません。そういう中では、現在が既存空港間における小型飛行機の運航ということで続いているわけでございます。このことについてはしっかりとこれからも充実の高速交通体系のネットワークということで考えているものでありまして、この上川北部圏域の期成会の中でも、空港の新設については国の方針も新設を認めないと、こういう状況変化があるものですから、このことについてはやはり今の時期にこの整備計画というものを持つことについては難しいと、こういう判断をしながら、既存のネットワークの充実と、このように押さえているところであります。

次に、文化大ホールにつきましては、御指摘のようにもう20年以上の長きにわたって市民が夢を持ってということでございます。平成4年に名寄市は基金を蓄えていこうと、こういうことで年間5,000万円ずつ。この5,000万円という基準は、大ホールができたときに毎年の維持費が5,000万円、当時想定をして、かかるということありますから、建物をつくるまでの5,000万円の財源を生み出すことができるかどうかと、こういうことで取り組んだものであります。平成4年、5年、6年と3カ年で市が1億8,000万円ぐらい多分積み上げたと思います。市民の皆さんの浄財が6,000万円、7,000万円ということで現在の基金の総額になっているわけですが、平成7年以降の市の各種事業も含めて5,000万円の積み上げができないという状況が出てまいりました。このことが大きく大ホールの着工にとんざをしているという状態でございます。

今回合併を前提にしての新市建設計画、そして今回の総合計画の議論の中では合併効果、いわゆる今までの両自治体が持っている各種施設等の統合も含めて、新たな住民の皆さん方の要望にこたえた大ホールの整備を進めていきたいと、こういうことで計画に盛り込んでいるものでございます。幸い建設に当たりましては、特例債等の活用があ

るのでないかと。しかし、建てて以降の運営経費については、これは一般財源しか財源というものはないわけでありますから、それまでの私どもの内部で取り組む合併効果による財源捻出と、このことをしっかりと押さえた中で建設整備計画を進めていきたいと、このように考えて後期計画ということであります。旧名寄市の関係者の皆さんには、そういう意味では早い時期から夢を持っていたいで寄附ですとか、あるいはいろいろな協議も含めて何回かの協議等をいただいているわけですが、事業としてはそのような事情で今回の後期計画に盛り込んでいるところです。

○議長（田中之繁議員） 小野寺議員。

○35番（小野寺一知議員） ぜひマスタープランの見直しの段階では、やはりまちなか居住が実現するように。そうすることがやはり今緊急の課題だというふうに私は思いますので、それが確実に進んで、町中ににぎわいがあれば、仮にポスプールの問題があったとしても、これほど大きな行政課題にはなっていないのではないのかというように思うわけですし、それがなければ出店計画に対して大きな議論を生んでいるというように私も一つの疑念を持っているわけですし、そういうところからも今後の課題としてぜひ早急に取り組んでいただきますようお願いをしておきたいというように思います。

それから、コミュニティーの関係は、市長今説明いただきましたけれども、一回行政としてもそういう形でもって計画を組んだわけですから、それを安易におろすわけにはいかないというように思うのですが、現実には名寄市だけのことを考えたら、やはり高速道路と特急列車があれば、ほぼ問題ない時代に入っているのではないのかというように思うものですから、一応触れさせていただきましたけれども、それも検討いただければありがたいというように思います。

それと、文化ホールの関係については、ぜひ早い時期に具体化できるように年次計画の見直しも

含めてお願いをして終わりたいと思います。

○議長（田中之繁議員） 齊藤晃議員。

○31番（齊藤 晃議員） 提案されました中で基本目標の1番についてなのですがすけれども、市民と行政との協働によるまちづくりと、こういう記載がありまして、先ほど協働という文言についての質問に市長も答えられております。私は、時代の進歩とともに、新しい憲法のもとでの地方自治体の推進が図られてきたと、こういうふうな考えをしております。そういうふうな中では文字どおり住民が主体な市なのだと、まちななのだと、こういうふうな思うわけでありまして、それが市民と行政との協働。何か片方に行政というがっちりしたものと市民とが対等の立場であって、それが協働でやるのだと、こういう認識になるのですがすけれども、そうではないのだと。市民が主体であって、その市民の主体に基づいて行政というのは本来あるわけでありまして。

ただ、それが今の政治のもとでは官の持っている力が強くて、特に北海道のように開拓行政が進んだところは非常に国に対しての、行政に対しての認識度が関西などの府県と違った認識があるというふうによく言われるのですがすけれども、それだけに私は住民の主体のまちななのだと。ですから、市民と行政の協働ではなくて、市民による協働のまちづくりと、こういうふうなのが基本ではないのかと。そういうふうな思いに行政が積極的にかかわっているというか、行政が進んでいくのだと。こういうふうなのが今の新しいまちづくりに当たっての基本ではないかと、こういうふうな考えますので、この点どういうふうな考えられるのかが一つであります。

それから、二つ目には高齢化社会ということで、既に今名寄市の高齢化率も約25%と、こういうことですから、4人に1人が65歳以上というふうになってまいりました。それだけに高齢者などでは、生きがいを求める一つとして、また社会に貢献をする一つとしてボランティアなどが強調さ

れているわけでありまして、同時に社会に、地域に貢献をしていく、かかわっていく高齢者の果たす役割と申しますか、そういうふうなのをもう少し明確にしていく必要があるのではないかと。例えば農村の中で、農業の大きな柱はあるのですけれども、課題として高齢化のことを言っておりますけれども、ではその高齢化の人たちが30%以上も今の農業を担っているわけですから、そういう人たちを支援したり、一緒になって農業を支えていくのだと、そして新しい若者を引き入れていくと、こういうようなスタンスが大事ではないかというふうに考えるわけでありまして、同時にまた農業ばかりでなくて、商業しかり、その他のまちの中でのさまざまな対応に高齢者の役割というのが発揮できると思うわけでありまして、そういう点での記述と申しますか、位置づけをもう少し明確にする必要があるのではないかとというふうに考える点が二つ目であります。

あと、三つ目には、名寄市の2土地の利活用、今回やはり市民の皆さんにしてみれば、土地開発公社が持っております駅前国鉄の跡地、それから総合福祉センターのところにある跡地、非常に名寄市にとっては広大な面積でありまして、この土地を総合計画の中ではどのように位置づけをして、どういうまちづくりにしていくのだと、こういうふうな、市民から見ますと、一つの期待や思いもあるわけでありまして。そういう点でまちなか居住の中での一定の公営住宅の用地としては、総合福祉センターのところをというふうなのはちらちら出ておりますけれども、駅前などもう少しどういうふうにしていくのか、そういう点論議がどうなっているかお知らせいただきたいと思っておりますし、あわせてやはりポスフールの問題であります。既にこれが昨年の12月にこういうふうな出店計画が出たということが話題になっておりまして、その後これら総合計画でも審議会でも論議があったのではなかろうかと思っております、その点どういうふうにこれらの論議が策定に当たって反

映されたのか、論議が進んだのか、これなども少しお知らせいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 協働の関係は、先ほど来お話ししている概念で、あるいは理念の中に含まれているのでありますけれども、お話がありましたとおり協働のまちづくりと、単に行政と市民の皆さん方が協働をしてまちづくりをするということではなくて、施策の目線はやはり住民が主体だということでありまして。

なぜ協働のまちづくりというのがここ数年叫ばれてきているかということ、地方自治のありようが本当に地方自治なのか、地方自治法の本旨に基づいた地方自治がやられるのかどうかということから発展をしたのだというふうに私は思っております。本来なら協働という言葉を使わなくても済むような地方自治体でなければだめだというふうに思っております、この10年間できちんと協働の意識をつけて、次の総合計画には協働が当たり前だというふうになるということをおもっております。そのぐらい齊藤議員がお話になったとおり市民が主体で、あるいは市民と場面によっては行政とが力を合わせて今後のことをやっていくということではないでしょうか。

地方自治体は、御存じのとおり3割自治と言われて、ずっと長かったわけでありまして。とにかく国の出先機関と位置づけられたのが平成12年まで位置づけられていたわけでありまして、それでは本当の本旨ではない。したがって、財源なんかもすべてとは言いませんけれども、国に多くを依存しているということから、何かというと自治体は国に向かってということになってくる。あるいは、住民の皆さん方と話をすると、何かというと行政がやってくれるということになってくると。これは、一つの流れだというふうに思っております。しかし、そのことが今非常に大きく変化をしてきておりまして、地方分権と一言で言われているわけでありまして、もっともっと今まで

のありようから変えていこうと、また変えていかざるを得ないことでありますから、その一步としてまず住民と行政の協働というふうに受けとめていただければ幸いだというふうに思っております。

高齢者の役割の、まちなか居住のお話もありましたけれども、確かに高齢者福祉というふうにくくっておりますけれども、本来ならもう少し進んで、高齢者の役割を各分野において高齢者の持っている知恵や知識あるいは情熱を若い人に伝えていくような位置づけが必要ではないかと、こういう意味だったというふうに思っております、その辺は各分野における施策の中でどういうふうにしていけるか。斉藤議員がおっしゃったように、高齢者のお力をかりなければ、またできないまちづくりもたくさんございますし、施策自体もありますので、具体的な施策の中で生きてくるのではないかというふうに思っております。

土地利用の関係では、まちなか居住等の関係がありますが、先ほどかたい話がありましたとおり、非常に時代の流れによって、こういうような表現になってまいりました。かつてはドーナツ化現象と、こういうふうに言われました。住宅を初め公共施設なども土地を郊外に求めて、ドーナツ化現象ということで、商店街の住宅も職場とお店と住宅を切り離して郊外に住宅を求めるということになってまいりまして、一番最初に廃業したのはまちの真ん中であつたおふろ屋でございました。その当時からドーナツ化現象というのは続いているかどうかということが議論になっていたことは事実であります。しかし、時の流れと多少遠くても、先ほどお話がありました、車があるから大丈夫でないか、道路がよくなったから大丈夫でないかということで、どんどんドーナツ化現象が進んでいったということでございます。

それで、今再びまたまちなか居住ということが言われてまいりまして、これは経済の動きと関係がありますし、高齢化社会と関係があるところでもありますけれども、私は住民マスタープランとい

うのは公営住宅だけではなくて、住宅全体をマスタープランと、その中に占める公営住宅の位置はこのくらいというふうに決めている。したがって、民間住宅の誘導策もまた考えていかなければいけなかった。これらが住宅マスタープランであります。民間住宅が進め得ないところは、やっぱり公営住宅をする。現に大橋の新北斗団地の建てかえに当たっては、今の大橋にある戸数を全部あそこに建てかえるということはしないで、それは町中にも居住の民間住宅の誘導も含めてしていきましようということでもありますので、ぜひその際の土地利用ということで考えていきたいというふうに思っているところであります。

また、大きな土地の未利用地の整理、土地の利用については、質問にもありました駅前土地だとか、あるいは旧営林署の土地だとか、市が持っている大きな未利用地は、特に駅前土地につきましてはあそこら辺の活性化を図るために重要なポイントということであえて市が購入をした経過がございますので、市がきちんと計画を立てなければならぬ。今のところは、JRとの交通の利便性を結ぶ交通の要衝として利用しながら、そこに商業施設の誘致ができないかということで、これはバスターミナル一つだけでは、どうしてもそれはできませんので、それだけではなくて付加価値を高める商業施設や文化施設と、こういうような表現をしておりますけれども、いずれにしてもあそこは駅前全体の再開発から見たら、簡単に切り売りをするとか、手放すということにならないで、その利活用をしっかりと考えていこうというふうに考えてまいりまして、議論としましてはそういう議論はありましたけれども、ポスフルの進出を前提にした総合計画の議論というふうに相なっております。

○議長（田中之繁議員） 斉藤議員。

○31番（斉藤 晃議員） 行政との協働という問題について私が考えるのには、やはり行政というのは国のもちろん3割自治という内容が長く言

われておりましたから、行政が住民にいろんなことをしてやるのだと、してやっているのだと、こういうような認識、そしてまたそこから市民は余りにも自分勝手な要求をしてくるのだ、こういうような論議もあった経過があります。しかし、そうではなくて、時代の進歩とともに、まちにいる市民が主体で、そういう市民の思い、願いを受けとめて行政が進めていくのだと、こういうふうにだんだん、だんだん変わってきつつありますし、住民自治という、その基本が私はそこにある、こういうふうに思っております。

そういう点では、行政との協働によるまちづくりではなくて、市民が主体のまちづくりなのだというふうに柱が明確にされる方が、何か行政というのは住民に対して言われたからやる、あるいは住民からこういうのがあったからやるというのではなくて、そういうふうなスタンスが新しい時代、新しい総合計画の中では大事でないのか。確かにまだまだ新しい地方自治法の問題では、財政の問題からいって、特にまた国の出先の側面もありますから、いろいろ矛盾があるだけに、しかしまちづくりというのは住民が主体なのだと、主人公なのだという、そこを明確にしていく必要があるのではないかと。確かに次の1番目には市民主体のまちづくりというは出ておりますけれども、スローガンはやはり変えていく必要があるのではないかとこのように考えるわけであります。

あと、福祉、高齢者などなどについては答弁されたわけでありまして、ぜひそういう力をかりていくまちづくり必要だなど、こういうふうに思っております。

それで、駅前の未利用、それから今ありましたように営林署の跡地などなど、特にまちづくりを考えていった場合に、ここをどういうふうにしていくのか。特に駅前の商店街、非常にシャッターが多いと。あるいは、空き地もあると。こういうふうにあるだけに、どういうふうににぎわいのあるまちづくりができるのかなと、こういう期待も

ありまして、特に山田の前あたりでよそから来た人が名寄のにぎわう場所はどこなのですかと聞かれたと、こういうふうな話があって、何とかおらがまちのにぎわっているのここなのだと、こういうふうなまちづくりを求めているだけに、この駅前のまちづくりと国鉄跡地、これなどについてやっぱりもっともっと論議が必要だなどというふうに思いまして、確かに都市計画のマスタープランづくりと一くくりでありますけれども、そういうふうなのでもっと目に見える手だてというのはできなかったのかということが二つ目です。

最後に、ポスフルの問題ですけれども、まだそこまで論議はいかなかったと、こういうふうなお話でありますけれども、市民の人たちが思う商店街の持っている弱点があるものですから、弱点と言ったら語弊ありますけれども、そこからくる市民の大型店に対する期待も率直にあるのは事実であります。しかし、事名寄市のまちづくり、あるいは道北の拠点市、名寄市としてポスフルを受け入れることによって、どういうふうに名寄市商店街が変化していくのか、変わっていくのか、そういうふうな問題をもっと大胆にして、総合計画を推進していく上でどういうネックになっていくのか、問題点が起きてくるのか、こういうふうなのも明らかにしていく必要があるのではないかと、こういうふうに考えますけれども、その点どういふふうにご検討おられるかお知らせいただきたいと思っております。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 1点目の市民と行政との協働によるまちづくりということで、区別というように考えているのではないかとこのことでもありますけれども、行政というのは一般的に機関というふうに受けとめられております。市政を執行していく機関というふうに受けとめられているし、またそのように解釈しているところだと思っております。したがって、市民と行政というのは一体感があるのですよと。一体です。構成とまでいきませんけ

れども、全部で名寄市という自治体を構成をしておりますと、こういうふうに解釈をしていただければなというふうに思っております。

その中で具体的な施策をどう進めていくかという段階では、斉藤議員がおっしゃるように市民が主体、市民の生活をどうするかという目線で物事をしていくということになるのではないかというふうに思っています、この表現としましては名寄市を構成をしている市民の皆さんと、それから執行機関の行政とが一体となって、必ずしももたれ合いではなくて、お互いに意見を出し合って、いいものをつくっていくという意味で理解していただければ幸いですというふうに思っているところであります、お話になっているところと自治の本旨をどう生かしていくかという点で、行政の言うことがすべて、あるいは市民の言うことがすべてということではなくて、お互いにそこで話し合いをするなり、あるいは協働の行動をするなりして、まちづくりを進めていきたいと思いますという点では認識を一応しているのではないかというふうに思っているところであります。

また、ポストフールの関係でありますけれども、総合計画の議論の中ではこの問題が浮上しているところでございませんでした。したがって、特にポストフールの問題をとらえてこの議論をしたという、だから全体の計画をつくっていくということにはなっていないということを先ほど申し上げたところでございまして、市民の委員会の中でも確かに動きはありましたけれども、そのことをとらえての議論にはなっていなかったということで御理解いただければ幸いですというふうに思っております。

土地の利用については、特に駅前のJRの官舎用地の跡の用地につきましては、先ほど申し上げましたとおり名寄市の今後の再開発といいますか、整備については欠かせない土地だということで、当時清算事業団がほかに売ろうとしていたのを名寄市が買ったという経過がございますから、この

気持ちを大事にしてここの整備を進めていくと。今までの議論の経過につきましては、先ほど言いましたようにJRがありますから、JRとの交通をどう結んでいくかという、バス路線の交通をどう確保していくかという議論をしてきたと。ただ、そのときにそのことだけではまちづくりにつながらないので、商業施設や、あるいは文化施設などもそこにどういうふうに張りつけていくかということが必要だという意味で、この計画の中には、具体性はありませんけれども、交通関係でのせているということになっております。

非常に市民の皆さんも、あそこは一体どうなのでしょうねと言った。大学生と懇談会やったときに、名寄の駅おりて、いっぱい寂しく感じた、やはりあそこが空き地になっている、商店街もシャッターがおりているということではどうなのでしょうということでも強く意見が出ておりました。しかし、大学生の中にも、そうであっても名寄市は住みやすいランキングに上がっていますねと、だからもっとほかに魅力あるのですねということでも、まだ名寄市で浅い人でありますけれども、そういう見方をさせていただきましたが、必要なあそこは土地である、そしてきちんとあそこに計画を持たなければならない土地であるということについては私どもも認識をしているということです。

○議長（田中之繁議員） 佐藤勝議員。

○17番（佐藤 勝議員） 時間も経過しておりますが、2点お聞きをいたします。

一般質問でも総合計画に関しては2度お聞きをしておりますが、なかなか納得ができない、理解ができないというところがありますので、改めてお尋ねいたしますが、基本理念の第1に書いてあります協働の部分について先ほど来いろんな形で議論されてきておりますが、私はこの総合計画の策定経過を大変重視しております、そのことについていろいろ質問もさせていただいておりますが、今回先ほども報告ありましたとおり7月に庁舎内の検討チームが動き出したということで、1

月を経過して、今現在6カ月の中で策定されてきておりました。

それで、私が問題にしたいのは、協働というものを今後10年間のまちづくりの柱に据えていながら、6カ月の中で100人の策定審議委員の皆さんに御苦勞いただいてつくって、今日こういう形で具体化されているわけですが、しかしながらこの中で一番先にうたっている協働というものの自体が総合計画を策定する段階でどのように生かされてきたのかという部分が非常に理解ができないところなのであります。そういうことは、私が従来言っております協働とは何かという議論の前に、一人一人の市民がこの総合計画にどのようにかかわって、どのように理解をして、今後でき上がった総合計画をまちのバイブルとしてどのように活用していくかということが一番大事なのですが、その辺が非常に心配されるわけでありまして。

まず、100人の審議委員の皆さんには大変な御苦勞をおかけをしたことは理解をしておりますが、今後この総合計画を具体的に動かすに当たって、あるいはこの中にも盛り込まれておりますが、評価あるいは進行管理で新たなシステムをつくるというふうな内容になっておりますが、今後の進行管理の評価、それから一人一人の市民がどのように具体的にこの総合計画にかかわっていくかという協働の具体的なあり方についてのお考えをお示しを願います。

それから、もう一点、先ほど来議論がありました大ホールに関してなのですが、これについては市民の皆さんから、やはり今の今日的な財政状況の中ですべてを実現していくのはいろんな分野において難しい状況が日々進んでいる中で、市立大学の講堂とのあわせ持った構想はどうかというふうな考え方も出されておりますし、それから今後市立大学においては図書館の整備も想定されているわけですが、それにつきましても名寄の今現在ある図書館とのあり方がどのように議論されているのか、その点についてお答えを願いま

す。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 総合計画の策定過程において、一つには総合計画を貫いている協働の精神が貫かれたのかという御指摘と、もう一つには今後総合計画をもとにして市の行政をする場合に、協働という考え方はどういうふうに市民一人一人に伝わっていくのだろうかという、この二つだということで、一つは策定過程においてでありますけれども、御指摘のとおり短時間ではありました。しかし、100人の委員の皆さんは非常に精力的にやっていただきましたし、合併のときにつくりました新市建設計画が下敷きになれば、非常に短時間で策定は困難ではなかったかというふうに思っております。不十分、十分という議論はあるかもしれませんが、合併のときにやはり議論の中で合併したらこういうまちをとというのをひとつ下敷きをつくっていただきましたので、これがあつたらばこそ今回の策定も非常にスムーズに、しかも100人の皆様が新市建設計画をバックボーンにして議論いただいたというふうに思っております。

おっしゃるように、市民の皆様一人一人が今回の策定作業にかかわって、一人一人が全員が理解をして、納得の上でこれからのまちづくりにかかわっていくと。そのことがかかわりやすいから、かかわっていくということの御指摘であろうかと思えますけれども、残念ながら説明会などを開催する努力をいたしましたけれども、なかなか一人一人がということに相ならない。できるだけ多くの人に策定過程を理解いただいたり、意見をいただいたりするというこの努力はしてきたつもりでありますけれども、不十分な点ももしあるとすれば、これから進める段階でまたきちっと説明をしたり、あるいは意見を聞いたりするという場が必要だろうというふうに思っているところでございます。

私ども行政だけが総合計画を進めるということ

ではないというふうに思っております、行政の努力と、それから市民の皆様の声をどういうふうに聞いていくかということ、そしてまた議会の皆さん方の御理解ということに相なっているのだというふうに思っております。そのためにも進行管理をやはりきちんとしなければならないということでありまして、既に総合計画の策定委員会の中では、今後の進行管理については現在総合計画に携わっていただいた各部会の役員の皆様に進行管理の委員もお願いしたいと、こういうふうにお話をして、これは年度が明けましたら正式にお願いをすることになろうと思っておりますけれども、この皆さん方を中心にして進行管理をしていると。それから、進行管理をするためには内部の評価をしなければなりません。内部の評価だけでなく、やっぱり外部の評価も取り入れて進行管理をしていくということでもあります。

ややもすると、進行管理は何十本の事業に対して何十本手をかけました、金額に対してはこのぐらい投資しましたと、したがって進捗率は何%ですと、これが通例になっているわけでありましてけれども、もう少しそれだけではない進行管理のあり方、このシステムをつくっていきたいというふうに、これは総合計画の策定段階から申し上げてきたところでございまして、この中で協働の進め方ということで、できるだけ市民の皆様と一緒に、進行管理をいただく委員の皆さんと一緒に議論する場をつくっていきたいというふうに思っています。

次に、大ホールの関係につきまして、お話ありましたとおり市立大学の講堂と、それから図書館の構想と。図書館の構想は、大学の計画をつくったときから実はありました。市民図書館ということで、大学の図書館と一緒にならないだろうか。しかし、今すぐできないので、今ある短大の図書館の面積を広げて図書館の面積要件を満たす、蔵書要件を満たすということを最優先しました。その後、具体的な議論はまだありませんけれども、

しかし専門的な分野だけを扱う大学図書館と市民図書館と、性格的にどういうふうなことになるのだろうかということがこれから検討課題になりますけれども、図書館の位置をめぐる先ほど来話があります。今の位置がいいのか、大学の方がいいのか、あるいは公共施設というものを中心に、もっと中心に寄った方がいいのかという、いろんな議論も出てくると思いますので、機能と位置と、この議論が今後出てくるなというふうに思っています。

講堂と大ホールの話は、これは策定段階でも出ました。庁内の議論もさせていただきました。大学の講堂と市民大ホールと一緒に合わせるということがいいのではないかという議論が出ましたけれども、結論を得るに至りませんでした。非常にこれもまた機能をどういうふうにしていくかということも含めまして、まだそこまでは結論を得ていないということでありまして、主に庁内の議論の中に出てきているということは御報告をして差し支えないなというふうに思っています。

なお、結論を得れなかった事情は、もちろん財政的な事情もありますけれども、先ほど言いました大学の講堂としての機能と市民文化ホールとしての機能とはどういうふうに関係していくのだろうかという点なんかも含めてまだ研究が必要ということで、結論を出せなかったということでもあります。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 合併して10カ月が経過しているわけですが、最近よく聞く声に行政が遠くなった。昨日もそういう声を私は直接聞きまして、それはもちろん私たちの説明不足あるいは接触不足もあるのでしょうかけれども、一つにはやはり先ほど佐藤議員の方からありましたとおり、協働の一つには公開あるいは参加という部分があると思うのですが、その辺がなかなか十分に機能していないという部分があると思います。

例えて過去を振り返れば、合併後を見ただけで

も、給食センターの統合問題についてもそうでしたし、それから今議論をしている総合計画の策定についてもそうだったというふうに思っていますし、それから午後から議論になるポストフル問題についても議論が余りにも少ない。これから始まる部分を含めて、市民サイドで議論をする時間あるいは機会がなかった、与えられていなかったという部分も含めた結果、市民の意思がどれほどいろいろな各事項に対して反映されたのだろうかというふうな疑問があるものですから、今後総合計画が運用されていくに当たっても、それから進行管理をされていくに当たっても、どれほど市民一人一人にとって具体的にこうしよう、こうだったという意思の反映等をどういうふうに吸い上げていくか、反映されていくかという部分が非常に私には見えないものですから、従来繰り返しております地域の真の協働というには、一つには地域一人一人の考え方をそしゃくし合うという部分があって、初めてそこから具体的な課題、問題が出てくるのだというふうに思うのですが、このあたりの作業が総合計画の策定においても、それからこれから動かしていく総合計画についても見えていないものですから、何回も何回もしつこく繰り返し質問させていただいているのですが、もちろん各地区で説明会もなされまして、結果、参加人数は非常に少なかったのですが、果たしてその説明会がどうだったのだろうかという評価をどのようにするかも含めてですね。あれが、十分な効果が発揮できないのであれば別なまた仕組みを考えていかなければならないというような検証もなされながら、総合計画の今回の答申を受けての議案提出だったのかどうか、その辺も含めての御答弁を求めます。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 冒頭話がありました、合併して行政が遠くなったのではないかというふうに市民の声としてありますと。これは、合併をする議論の中には必ず出てまいりまして、合併をしたら、どうも行政が遠くなりますというか、話し

づらくなるとか、声が届くのかどうかというようなことなどの議論がありました。それは、一般的な議論として、ずっと合併に対するマイナスの部分と申しますか、そういう部分としてはあったところでもあります。名寄市、風連町の合併については、その部分をどう補うかということも含めて、合併特例区の設定や、あるいは庁舎の二分化、こういったことをやらせていただいて、これは今後の機能をどうするかということについては、これがすべてかといいますと、万全ではないと思えますけれども、やはりこれから機能させていく体制はできていくのでないかというふうに思っているところでございます。

私どもといたしましては、やはり地域懇談会などなどやらせていただいておりますけれども、説明会も含めて参加者の方からは非常に真摯なといいますか、御指摘も含めて熱心な御議論いただいているということで、数は確かに多い方が、たくさん聞いていただいた方が私たちの気持ちもわかっていただけますし、それから今行政が何をやろうとしているのかもわかっていただけるというようなことだというふうに考えております。しかし、参加者の皆さん方からは非常に真摯な、しかも厳しい御指摘も含めて、いただいているなというふうに感じております。

また、年4回の議会の中では、市民の皆様からやはり出た声は議員の皆様の声として私どもの方に反映をさせ、議論として成り立って、それをどう施策に生かすかということになってくるということになっておりますので、確かに合併した後の住民と行政との間の部分をどう埋めるかということについては、課題は残っておりますけれども、体制としては一応整えたと、これから機能させていきたいというふうに考えているところであります。ありましたように公開と参加というのは大原則でありますから、この原則を踏まえてこれからも進めていきたいというふうに思っているところでございます。

なお、総合計画のこれからの進行管理につきましては、先ほどお話ありましたとおり、今までの進行管理プラスどう住民の皆さんにかかわっていただけるかという進行管理をしていきたい。そのことをもって今進んでいる状況を明らかにして、問題点なんかも御指摘いただきたいというふうに思っているところです。

○議長（田中之繁議員） 佐藤議員。

○17番（佐藤 勝議員） 新しい総合計画の中には地域自治あるいは住民自治というのも強くうたわれておりまして、具体的には風連地区においては行政区制度から自治会制度、それから名寄地区においても自治会を大きく束ねた自治区制度への移行が今後検討されているわけですが、私はやはりそういう新たにでき上がってくる自治制度の中で、具体的に一つの課題として総合計画の進行管理の私たち一人一人に係る部分の管理を自治会単位でも行うということも含めて提案をしておきます。

なかなか新たな組織をつくると、かつて旧風連町には総合計画に連動して地域協議会というのがありまして、そこで具体的な課題を拾い上げて、それが総合計画に反映されてきたという、かつての流れありますが、私が思いますのは、新たな組織をつくりますと、また屋上屋にもなりかねませんので、今これからつくるであろう新たな住民自治組織の中で総合計画をどのようにぶつけていって、住民側は、市民側はそれを受けとめて、どのようにローリングも含めて評価していくかという部分を組み込んでいく新しいシステムづくりをぜひ検討すべきだというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（田中之繁議員） 今助役。

○助役（今 尚文君） 先ほど進行管理をする委員会をつくりますと、こういうふうなお話をさせていただきます。それプラスどういうふうに住民との関係で説明をするか、説明責任を果たすかということだというふうに思っております、そ

の際どういうふうなことを手だてとしまして、今お話ありました住民の皆さんの組織というのが一番大切だというふうに思っていますから、これから新たな自治会あるいは既存の町内会や行政区、これについてはこれからもやはりきちんと報告したり、意見をいただいたりする場にしていきたいというふうに思います。

○議長（田中之繁議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中之繁議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中之繁議員） 以上で今期臨時会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これもちまして、平成19年第1回名寄市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

---

閉会 午後 0時25分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 田 中 之 繁

署名議員 竹 中 憲 之

署名議員 岩 木 正 文

## 第 1 回 名 寄 市 議 会 臨 時 会 議 決 結 果 表

平成 1 9 年 2 月 2 日 1 日 間

本 会 議 時 間 数 2 時 間 2 5 分

議 案 番 号	議 件 名	議 決 年 月 日	議 決 要 旨
平成 1 8 年 第 3 定 付 託 議 案 第 5 号	名 寄 市 営 プール 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	18. 12. 1	総 務 文 教 常 任 委 員 会 付 託
		19. 2. 2	原 案 可 決
議 案 第 1 号	名 寄 市 地 域 包 括 支 援 セ ン ター 条 例 の 制 定 に つ い て	19. 2. 2	原 案 可 決
議 案 第 2 号	名 寄 市 在 宅 老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン ター 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	"	"
議 案 第 3 号	名 寄 市 介 護 保 険 条 例 の 一 部 改 正 に つ い て	"	"
議 案 第 4 号	名 寄 市 母 子 里 地 区 共 同 牧 場 条 例 の 制 定 に つ い て	"	"
議 案 第 5 号	名 寄 市 総 合 計 画 の 基 本 構 想 を 定 め る こ と に つ い て	"	"